

**令和5年度**  
**電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金〔こども加算分〕のご案内**

■ **対象世帯**

住民税非課税世帯 又は 住民税均等割のみ課税世帯 であって、**18歳以下の児童がいる世帯**

基準日（令和5年12月1日）において東金市に住民登録があり、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯（令和5年度分）で、以下のいずれかに該当する児童がいる世帯

- 1 18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童
- 2 令和5年12月2日以降に生まれた児童（こども加算の給付を受けた後、新たに生まれた児童など）
- 3 別世帯だが、生計を同一にする18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童

※住民票を移さないまま施設に入所している児童など、基準日時点で実際には申請者と生計を同一にしている児童は除きます。

■ **支給額**

対象児童1人当たり5万円（本給付金は差押禁止及び非課税の対象です。）

■ **給付金の支給手続き**

1 「支給のお知らせ」が届いた方

- ・書類返送（申請手続き）等の手続きをせずに給付金を受け取ることができます。
- ・受取口座の変更を希望する場合 や 受給を辞退する場合は、令和6年5月29日（水）までに問い合わせ先に連絡ください。必要書類を送付させていただきます。

2 申請書の提出が必要な方

ア 令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯

※こども加算の給付を受けた後、新たに生まれた児童がいる世帯など。

イ 別世帯だが生計を同一にする児童（平成17年4月2日以降生まれ）がいる世帯

ウ 東金市から非課税世帯分又は均等割世帯分のいずれの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金も受給していない対象世帯

上記のアからウまでのいずれかに当てはまる方は、問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付させていただきます。

※必要書類は市ホームページ、市社会福祉課窓口でも配布しています。

3 DV等で避難されている方

配偶者やその他親族からの暴力を理由に東金市へ避難していて、東金市に住民登録がない場合でも、要件を満たせばご自身で給付金を受け取ることができます。

■ **申請書の提出期限**

令和6年8月31日（土）【消印有効】